

## 県立広島大学と取引のある事業者の皆様へ(お知らせ)

平成 25 年 9 月 24 日  
監査室(経営企画室)・財務課

平成 25 年 10 月 1 日から、本学に対して入札や見積りをしていただいた場合には、次の各事項にご同意いただいたものとさせていただきます。

### 1 本学の行う調査への協力について

本学において行われている物品調達や委託役務業務契約について、事務処理と予算執行の適正化を期するため、本学が必要と認めた場合に、受注者に対して、契約の処理の状況に関する調査の協力要請を行う場合があります。

この協力要請を受けた場合は、調査にご協力ください。

### 2 協力についての契約書等への記載について

物品調達や委託役務業務で契約書を締結したり請書を徴する場合は、上記の内容を契約書や請書において約定していただきます。

趣旨をご理解の上、ご協力ください。

#### 【契約書記載例】

(調査協力)

第 条 本学(甲)が、この契約に係る発注者(甲)の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、本学(甲)は、受注者(乙)に対し、受注者(乙)における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者(乙)は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から5年間は、同様とする。

#### 【請書記載例】

##### 特約事項

県立広島大学が本学の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。また、受注者は、特別な理由がない限りこの要請に応じるものとする。

### 3 適正な事務処理について

本学教職員から仮に不適正な事務処理を依頼されたときでも、引き続き、次のように適正に事務処理をしてください。

請求書などの日付欄に、違う日の記入や空欄とするような処理はしない。

期限までに支払いがない場合は、本学に確認する。

架空の請求書などは作成しない。

納品書と異なる物品は納品しない。 など

このお知らせの内容について、ご不明な点やご質問などございましたら下記までお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

県立広島大学監査室(経営企画室) (082)251 - 9727

県立広島大学本部財務課財務係・会計係 (082)251 - 9939

県立広島大学庄原キャンパス総務課会計係 (0824)74 - 1781

県立広島大学三原キャンパス総務課会計係 (0848)60 - 1128